2　［略］

3　金融商品取引業者等は、第一項第九号から第十一号までに掲げる場合において、法第三十九条第三項ただし書の確認を受けないで、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第百二十一条各号に掲げる事項を、当該申込み若しくは約束又は提供に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長。第百二十条において同じ。）に報告しなければならない。

（損失補塡の禁止の適用除外）

**第百十九条の二**　法第三十九条第四項に規定する内閣府令で定める投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二十五条第二号に規定する公社債投資信託（計算期間が一日のものに限る。）であって、顧客と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得され、又は保有されるものとする。

（事故の確認の申請）

**第百二十条**　法第三十九条第三項ただし書の確認を受けようとする者は、同条第七項の規定による申請書及びその添付書類の正本一通並びにこれらの写し一通を、当該確認に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。

（確認申請書の記載事項）

**第百二十一条**　法第三十九条第七項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項

［イ～ハ　略］

ニ　補塡に係る顧客の損失が事故に起因するものである理由

ホ　［略］

四　［略］

（確認申請書の添付書類）

**第百二十二条**　法第三十九条第七項に規定する内閣府令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2　前項の規定は、法第三十九条第七項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

**第百二十三条**　法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

［一～十三の二　略］

十四　金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況（金融商品取引業等として高速取引行為を行う金融商品取引業者等にあっては、法第六十六条の五十七第一号に規定する状況を含む。）

［十五～三十　略］

［2～11　略］

2　［同上］

3　金融商品取引業者等は、第一項第九号から第十一号までに掲げる場合において、法第三十九条第三項ただし書の確認を受けないで、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第百二十一条各号に掲げる事項を、当該申込み若しくは約束又は提供に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長。次条において同じ。）に報告しなければならない。

［条を加える。］

（事故の確認の申請）

**第百二十条**　法第三十九条第三項ただし書の確認を受けようとする者は、同条第五項の規定による申請書及びその添付書類の正本一通並びにこれらの写し一通を、当該確認に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に提出しなければならない。

（確認申請書の記載事項）

**第百二十一条**　法第三十九条第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由

ホ　［同上］

四　［同上］

（確認申請書の添付書類）

**第百二十二条**　法第三十九条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2　前項の規定は、法第三十九条第五項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

**第百二十三条**　［同上］

［一～十三の二　同上］

十四　金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況

［十五～三十　同上］

［2～11　同上］